

休日窓口の開設 平日窓口の時間延長

市では、住民異動の多い時期に合わせ、**休日窓口の開設**と**平日窓口の時間延長**を行います。
なお、他の行政機関などに関する業務については、手続きできないものもあります。
必要に応じて、事前にお問い合わせください。

休日開設

平日延長

4月5日回 9時～15時	休日開設	3月27日金、30日月、31日火 4月1日水、2日木、3日金	19時まで	平日延長
--------------	-------------	-----------------------------------	-------	-------------



■本庁

- 市民課〔☎0837(52)5230〕 **休日開設 平日延長**
戸籍証明書の交付、戸籍届出の受付、住民票の写しの交付、住民異動届(転入・転居・転出等)の受付
※休日は、住民基本台帳カード・個人番号カードを利用した業務は一部できない場合があります。
印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、個人番号カードの交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の事務業務
- 地域福祉課〔☎0837(52)5228〕 **休日開設 平日延長**
乳幼児・こども医療助成制度、児童手当の事務業務
- 税務課〔☎0837(52)5234〕 **休日開設 平日延長**
税務証明書の発行業務(市民税関係の所得・課税証明書)
- 収納対策課〔☎0837(52)5235〕 **休日開設 平日延長**
税務証明書の発行業務(納税証明書)、窓口納付、納付相談等

■総合支所

- 美東総合支所総合窓口課〔☎08396(2)5009〕 **休日開設**
- 秋芳総合支所総合窓口課〔☎0837(62)1910〕 **休日開設**
戸籍証明書の交付、戸籍届出の受付、住民票の写しの交付、住民異動届(転入・転居・転出等)の受付
※住民基本台帳カード・個人番号カードを利用した業務は一部できない場合があります。
印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、個人番号カードの交付、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の事務業務、乳幼児・こども医療助成制度、児童手当の事務業務、税務証明書の発行業務(市民税関係の所得・課税証明書、納税証明書)

■上下水道局

- 管理業務課〔☎0837(52)0795〕 **休日開設 平日延長**
上下水道使用中止届、使用開始届の書類受付

■教育委員会事務局

- 学校教育課〔☎0837(52)1118〕 **休日開設 平日延長**
小・中学校の転入学手続

証明書コンビニ交付サービスのお知らせ

マイナンバー(個人番号)カードがあれば、休日や夜間でもお近くのコンビニで住民票の写し等を取得することができます。

取得できる証明書等 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、戸籍の附票の写し、戸籍(全部・個人)事項証明書	利用時間 6時30分～23時(土日、祝日も利用可能)ただし、戸籍に関する証明書は、平日9時～17時のみ利用可能 ※年末年始及びシステム休止日を除く
利用方法 コンビニに設置してあるマルチコピー機で、画面案内に従い操作します。	証明書の取得に関しては、マイナンバー(個人番号)カードのほかにご利用者証明書用電子証明書の暗証番号(4桁)と手数料が必要です。

マイナンバー(個人番号)カードの申請手続きをされた人には、市からカードの受取りについてハガキでご案内をしています。
ハガキの紛失等によりカードの受取りがお済みでない人は、ご相談ください。

問い合わせ先 市民課〔☎0837(52)5230〕

4月号からMYT番組表を掲載します

美祢市有線テレビの番組表はこれまで全世帯に配布してきましたが、4月から、この広報「げんきみね。」に掲載します。



司法書士による無料法律相談を開催します

日常生活でのいろいろな法律問題について、司法書士が相談をお受けします。たとえば、認知症などで判断能力が十分でない人を支援する成年後見制度や相続・登記に関することなどの相談も無料でできます。問題の解決にご利用ください。



対象者は**市内にお住まいの人**となります。

相談日時 毎月第1木曜日 13時30分～15時30分

相談場所 美祢市役所又は各総合支所

相談時間 1人20分以内

申込み方法 電話による予約制で先着6人です。

予約受付 原則無料相談の1週間前の木曜日から開始します。
開庁日の8時30分～17時まで下記電話番号で受け付けます。

予約電話 市民相談室【☎0837(52)5230】

相談日・予約受付開始日等が変更になる場合があります。
毎月発行される広報「げんきみね。」の**各種相談**でご確認ください。

相談日 (13時30分～ 15時30分)	会場	予約受付開始日 (8時30分～17時)
4月2日(木)	美祢市役所	3月26日(木)
5月7日(木)	美東総合支所	4月30日(木)
6月4日(木)	美祢市役所	5月28日(木)
7月2日(木)	美祢市役所	6月25日(木)
8月6日(木)	秋芳総合支所	7月30日(木)
9月3日(木)	美祢市役所	8月27日(木)
10月1日(木)	美祢市役所	9月24日(木)
11月5日(木)	美東総合支所	10月29日(木)
12月3日(木)	美祢市役所	11月26日(木)
令和2年		
1月7日(木)	美祢市役所	12月24日(木)
2月4日(木)	秋芳総合支所	1月28日(木)
令和3年		
3月4日(木)	美祢市役所	2月25日(木)

問い合わせ先 市民相談室【☎0837(52)5230】

国民健康保険の 届出を忘れずに!

就職により会社の健康保険に入ったときや、退職して会社の健康保険をやめたときなどは**14日以内に国民健康保険の届出**が必要です。

		届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の都道府県から転入してきたとき	転入前の市区町村の転出証明書、印かん、※
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印かん、※
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印かん、※
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん、※
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん、※
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート、印かん、※
国保をやめるとき	他の都道府県へ転出するとき	保険証、印かん、※
	職場の健康保険に加入したとき	職場の健康保険の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)、保険証、印かん、※
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、印かん、※
	国保の被保険者が死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん、※
	生活保護を受け始めたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん、※
	外国籍の人がやめるとき	在留カード、保険証、印かん、※
その他	県内で住所が変わったとき	転入の場合は転入前の市町の転出証明書、保険証、印かん、※
	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印かん、※
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	在学証明書、他市区町村住民票、保険証、印かん、※
	保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの、印かん、※ (使えなくなった保険証)
交通事故や他人の行為でけが等をしたとき	交通事故証明書など、保険証、印かん、※	

※届出の際は、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。
個人番号カード又は通知カードを持参してください。

問い合わせ先 市民課【☎0837(52)5231】